

広陵町低入札価格調査制度に係る取扱要領

令和7年10月23日制定

(目的)

第1条 この要領は、広陵町が実施する建設工事に係る入札について低入札価格調査制度を実施するために必要な事項を定め、もってダンピングの防止及び公共工事の適正な施行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」いう。）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定するための調査をいう。

2 この要領において、「調査基準価格（税込）」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいい、「調査基準価格（税抜）」とは、調査基準価格（税込）の110分の100に相当する金額をいう。

3 この要領において、「低価格入札者」とは、調査基準価格（税抜）を下回る入札を行った者をいう。

4 この要領において、「評価値」とは、広陵町総合評価落札方式実施要領（建設工事）（令和7年10月23日制定。以下「総合評価実施要領」という。）第12条に規定する評価値のことをいう。

(低入札価格調査制度対象工事)

第3条 低入札価格調査制度の対象工事は次に掲げるものとする。

(1) 総合評価落札方式を適用する建設工事

(2) その他発注者が必要と認めた工事

(調査基準価格（税込）の設定及び算定)

第4条 低入札価格調査制度対象工事には、調査基準価格（税込）を設定するものとする。

2 調査基準価格（税込）は、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、別表1のとおり、事業担当課長（以下「担当課長」という。）が算定するものとする。

(特別重点調査)

第5条 低価格入札者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の各号に掲げる費用の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった各号に掲げる費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額から円未満の端数を切り捨てた額に満たない者に対して、特に重点的な調査（以下「特別重点調査」という。）を実施するものとする。

(1) 直接工事費10分の9

(2) 共通仮設費10分の8

(3) 現場管理費10分の8

(4) 一般管理費等10分の3

(入札参加者への通知)

第6条 入札事務所掌所管者は、次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書及び入札通知書においても記載することとする。

(1) 低入札価格調査制度を採用すること。

- (2) 調査基準価格（税込）を設定し、調査基準価格（税抜）を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行い、入札者全員に対し後日結果の通知を行うこと。
- (3) 低価格入札者は、最低価格入札者（総合評価実施要領第2条に定める工事にあっては、評価値の高い者）であっても落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格（税抜）を下回る入札が行われた場合に、低入札価格調査を受ける意思がある入札参加者は、あらかじめ入札書の提出時に低入札価格調査意向確認書（別記様式1）を提出しなければならないこと。なお、この場合において、低入札価格調査意向確認書を提出しなかった低価格入札者は失格となること。
- (5) 低入札価格調査意向確認書を提出した低価格入札者は、入札事務所掌所管者が定める期限までに、第8条に定める書類を提出しなければならないこと。なお、低入札価格調査を辞退する場合は、入札事務所掌所管者が定める期限までに辞退届（別記様式2）を提出する必要があること。期限は、開札日から起算して2日後（その日が広陵町の休日を定める条例（平成2年9月広陵町条例第9号）第1条に規定する町の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以降の直近の休日でない日）の午後4時までとする。
- (6) 低入札価格調査意向確認書を提出した低価格入札者が、（5）の規定に基づき期限までに書類又は辞退届の提出がなかった場合または、聞き取り調査に応じない場合は、失格となること。
- (7) 低価格入札者との契約に係る前金払の額は、請負代金額の10分の2以内となること。
- (8) 低価格入札者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となり、契約保証金が支払われない場合又は契約保証が受けられない場合は、契約は締結できないものであること。
- (9) 低価格入札者と契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがあること。なお、主任（監理）技術者及び増員する技術者に特例監理技術者を配置することは認めないものとする。
- (10) 低価格入札者で契約者となったものは、下請金額にかかわらず、下請契約に係る契約書等の写しを提出の後、施工体制台帳の内容等について調査やヒアリングを受けなければならない場合があること。さらに広陵町土木（建築）工事重点監督実施要領（令和7年10月23日制定）の規定に基づき、品質管理及び品質管理の為に監督補助として、工事施工中は、モニターカメラの設置を行うこと。ただし、モニターカメラの設置費用については、受注者の負担とすること。加えて、不可視部分の出来形管理についてはビデオカメラにより撮影し、監督職員に提出すること。なお、撮影する不可視部分については、監督職員と協議すること。
- (11) 低入札価格調査時の積算内訳と工事完了後の実績を対比するため、調書を提出しなければならないこと。
- (12) 下請代金の不払いがないか、支払期間が不適切でないか等を確認するため、調査やヒアリングを実施する場合があること。

（入札の執行）

第7条 入札の結果、調査基準価格（税抜）を下回る入札が行われた場合は、入札事務所掌所管者は、入

札者又は立会人に対して「保留」と宣言し、低価格入札者に対して、低入札価格調査を実施する旨を告げ、期限を示して、別紙2に定める書類の提出を指示するものとする。なお、低価格入札者のうち最低の価格で入札した者（総合評価実施要領第2条に定める工事にあつては、評価値の最も高い者）が2人以上ある場合、くじ引きにより、聞き取り調査を行う順位（落札候補者としての順位を兼ねる。）を決定するものとする。

2 入札事務所掌所管者は、低価格入札者以外の者に対し、低入札価格調査により、後日落札者を決定する旨を告げ、入札を終了するものとする。

3 入札事務所掌所管者は、調査基準価格（税抜）を下回る入札が行われた場合は、入札終了後直ちに第9条に定める契約審査会にその旨を報告し、開札録の写し及び全ての入札者から入札時に提出された見積根拠資料を送付するものとする。

（低入札価格調査及び特別重点調査の調査事項）

第8条 低入札価格調査は次に掲げる事項について実施するものとする。調査の実施方法はこの要領に定めるもののほか広陵町低入札価格調査マニュアルに基づくものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 契約対象工事箇所及び調査対象者の事務所、倉庫等との関連
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材の調達に関する事項
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 建設副産物等に関する事項
- (10) 調査対象者が受注した本町発注工事を含ま公共工事の成績状況
- (11) 調査対象者の経営内容及び経営状況
- (12) 調査対象者の信用状態
- (13) その他の必要な事項

2 第5条に規定する特別重点調査は次に掲げる事項について実施するものとする。調査の実施方法は、この要領に定めるもののほか広陵町低入札価格調査マニュアルに基づくものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 入札価格の積算内訳
- (3) 契約対象工事箇所及び調査対象者の事務所、倉庫等との関連
- (4) 手持ち工事の状況
- (5) 手持ち資材の状況
- (6) 資材の調達に関する事項
- (7) 手持ち機械の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し

- (9) 過去に施工した公共工事名及びその発注者等
 - (10) 建設副産物等に関する事項
 - (11) 品質確保体制に関する事項
 - (12) 安全衛生管理体制に関する事項
 - (13) 調査対象者が受注した本町発注工事を含む公共工事の成績状況
 - (14) 調査対象者の経営内容及び経営状況
 - (15) 調査対象者の信用状態
 - (16) その他の必要な事項
- (低入札価格調査の実施)

第9条 低入札価格調査は、広陵町契約審査会（以下「審査会」という。）が行う。ただし、広陵町工事請負業者指名選定審査会の委員と同一とすることとする。

- 2 審査会の庶務は入札事務所掌所管者において行い、審査担当の事務局は、事業担当課（以下「担当課」という。）において行う。
 - 3 入札事務所掌所管者は、低価格入札者から提出のあった別紙2に定める書類を速やかに審査会に送付するものとする。
 - 4 審査会は、入札事務所掌所管者から送付のあった書類に基づき、速やかに低入札価格調査を実施する。
- (低入札価格調査後の落札者の決定)

第10条 審査会は、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、入札事務所掌所管者にその旨を通知するものとする。

- 2 入札事務所掌所管者は、前項の通知を受けたときは直ちに調査対象者に対して落札した旨を通知するとともに他の入札参加者全員に対してもその旨を知らせるものとする。
 - 3 審査会は、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、入札事務所掌所管者にその旨を通知するものとする。
 - 4 入札事務所掌所管者は、前項の通知を受けたときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（総合評価実施要領第2条に定める工事にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者。以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格（税抜）を下回る入札を行った場合は、第8条及び前条と同様の手続を行った上で、落札者を決定するものとし、この場合には、複数の低価格入札者について並行して聞き取り調査を行うことができるものとする。
 - 5 入札事務所掌所管者は、次順位者を落札者とした場合、次に掲げる通知を行うものとする。
 - (1) 当該落札者には、落札決定等の通知
 - (2) 調査対象者で落札者にならなかった者には、落札者とならなかった理由及びその他必要な事項の通知
 - (3) その他の入札者には、落札決定を行った旨の通知
- (審査会による契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判定する基準)

第11条 審査会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合（第1号から第5号までについて

は、別紙3（失格判断基準）に該当する場合）には、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、調査対象者（第10条第4項ただし書の規定により、次順位者が低入札価格調査の対象となった場合の次順位者を含む。）を失格とする。

- (1) 低入札価格調査に協力しない場合
- (2) 設計仕様等に適合しない場合
- (3) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合
- (4) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (5) 法令違反、契約上の基本事項違反等があると認められる場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

2 前項の基準のほか、審査会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準を定めることができる。

（低入札価格調査の結果の概要の公表）

第12条 入札事務所掌所管者は、低入札価格調査の結果の概要について、調査終了後、速やかに公表するものとする。

（低入札価格調査時の積算、工事完了後の実績対比調査等）

第13条 調査対象者で受注者となった者（以下「受注者」という。）は、工事完了後、速やかに低入札価格調査時の積算と工事完了後の実績とを対比する調書（別紙4）を監督員に提出しなければならない。

2 監督員は、必要があると認められる場合は、工事完了後、速やかに下請代金の不払いがないか、支払期間が不適切でないか等に関し、受注者及び下請業者の双方から聞き取り調査を行うことができる。

3 監督員は、前2項の規定による調査等により必要と認められる場合は、受注者に対して、適切な指導を行うものとする。

4 受注者が前項の指導に従わないときは、監督員は、次の各号に掲げるいずれかの措置を行うとともに、審査会に報告し、必要があると認められる場合は内容を公表するものとし、粗雑工事等を行った場合は、広陵町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成12年4月1日施行）に基づき入札参加停止等を行うものとする。

- (1) 口頭による注意
- (2) 文書による注意

附 則

この要領は、令和7年10月23日から施行する。

低入札価格調査意向確認書

令和 年 月 日

広陵町長
吉村 裕之 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

下記工事の入札書に記載した金額が調査基準比較価格を下回った場合、低入札価格調査を受けることを前提とし、調査に必要な書類を期限内に提出することを確約します。

記

工 事 名:

工事番号:

※ 低入札価格調査を受ける意向がない場合には、当該様式を提出する必要はありません。
※ 当該様式を提出しない場合において、調査基準比較価格を下回る入札を行った場合は失格となります。

低入札価格調査辞退届

令和 年 月 日

広陵町長
吉村 裕之 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

下記工事の低入札価格調査に係る書類の提出について、提出しないことを届け出ます。この結果、低入札価格調査が中止となり、失格となることについても異存ありません。

記

工 事 名:

工事番号:

別表 1

1 調査基準価格（税込）は、予定価格（税抜）の算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格（税込）の10分の9.2を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。なお、調査基準価格（税抜）は千円未満を切り捨てた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 担当課長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額と予定価格に10分の7.5を乗じて得た額の範囲内で、調査基準価格を算定することができる。

別紙2

提出書類一覧

様式番号	様式名	低入札 価格調査	特別重点 調査
様式1	当該価格で入札した理由	○	○
様式2	積算内訳書(入札時に提出した見積根拠資料)に対する明細書	○	○
様式3	一般管理費等内訳書		○
様式4	安全対策の取組		○
様式5	下請予定業者等一覧表	○	○
様式6	資材購入予定先一覧	○	○
様式7-1	施工体制台帳	○	○
様式7-2	工事作業所災害防止協議会兼施工体系図		○
様式8	配置予定技術者名簿	○	○
様式9-1	労務者の確保計画	○	○
様式9-2	工種別労務者配置計画	○	○
様式10	契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係	○	○
様式11-1	手持ち工事の状況(対象工事現場付近)	○	○
様式11-2	手持ち工事の状況(対象工事関連)	○	○
様式12	手持ち資材の状況	○	○
様式13	手持ち機械の状況	○	○
様式14	機械リース元一覧	○	○
様式15-1	建設副産物等の搬出地	○	○
様式15-2	建設副産物等の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書		○
様式16	過去に施工した公共工事名及び発注者		○
様式17	品質確保体制(品質管理のための人員体制)		○
様式18	品質確保体制(品質管理計画書)		○
様式19	品質確保体制(出来形管理計画書)		○
様式20	安全衛生管理体制(安全衛生教育等)		○
様式21	安全衛生管理体制(点検計画)		○
様式22	安全衛生管理体制(仮設の設置計画)		○
様式23	安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)		○
様式24	資金繰表		○
様式25	契約済み及び支払未完了工事一覧表		○

【書類作成・提出上の注意事項】

調査基準価格を下回る入れを行った者は、開札日から起算して2日後(その日が休日にあたるときは、その翌日以降の直近の休日でない日)の午後4時までに、本表に示す各様式及びこれらの添付書類を提出して下さい。

本表に示す書類を作成する際には、各様式に記載してある【記載要領】を十分確認して下さい。また、記載内容を立証するための【添付資料】を必ず添付して下さい(【添付資料】として提出を求めている書類であっても、記載内容を立証するため、調査対象者自らが必要と認める書類を添付することは差し支えありません)。

本表に示す書類のうち、記載すべき事項がない場合(例えば、手持ち工事がない等)については、当該様式に「該当なし」と記載のうえ必ず提出して下さい。

提出期限以降の書類の訂正、差替え等は一切できません。書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ提出して下さい。提出書類に不備がある場合は失格となりますので入念に点検して下さい。

特に、積算根拠を示す資料については、以下の2種類が必要となりますので、添付もれ等がないように注意してください。

①下請予定業者、資材購入予定業者、運搬予定業者、交通誘導員派遣会社、測量会社、試験実施会社等が押印した見積書の写し(調査対象者自らが実施する工事、業務等を除いて、あらゆる工事、業務等の見積書が必要です。)

②下請け予定業者、資材購入予定業者、運搬予定業者等との取引実績(今回の取引と単価の比較ができるもので、過去1年以内の取引実績に限る。)のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる書面(プラント機械・電気設備にあっては、販売実績(今回の見積と単価の比較ができるもので、過去1年以内の販売実績に限る。)のある単価など見積書記載金額の合理性かつ現実性を確認できる書面)

本表に示す書類は、各書類単体で完結しているだけでなく、様式相互間で関連しているものが多数あります。様式相互間の整合を図るよう注意して作成してください。

別紙3(失格判断基準)など、要領第11に「審査会による契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断する基準」を示しています。この項目に該当する場合、調査対象者は失格となります。記載内容を十分確認しておいてください。

提出書類は、各様式にインデックス(様式番号を明記)をつけ、1部ごとにファイル(フラットファイル等)にトじて提出して下さい。提出部数は、5部とし、内訳は正1部(社印等を押したもの)、副4部とします。

失 格 判 断 基 準 (広 陵 町)		
取扱要領による失格項目	内 容	
(1) 低入札価格調査に協力しない場合	①	広陵町低入札価格調査制度に係る取扱要領及び広陵町低入札価格調査マニュアルに定める提出書類（様式、添付資料及び根拠資料に関する一切の書類を指す。以下この表において「低入札調査資料」という。）が、指定した期限までに提出されない場合
	②	低入札調査資料が提出されたものの、記載内容等に不備があり、聞き取り調査が実施できない状態である場合（積算内容に影響しない軽微な不備であって、聞き取り調査において是正された場合を除く。）
	③	正当な理由なく聞き取り調査に応じない場合
	④	聞き取り調査に対し、提出された低入札調査資料に基づいた根拠のある説明ができない場合
	⑤	聞き取り調査に対し、不適正・不誠実な言動があり、正常な聞き取り調査が実施できない場合
(2) 設計仕様等に適合しない場合	①	設計図書、仕様書で定める数量、工法及び施工条件を満足しておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
	②	材料・製品について、設計図書、仕様書で定める品質・規格を満足しておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
(3) 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	①	積算根拠となる資料が正しく作成されておらず、積算内訳書の記載内容が適正であることを確認できず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
	②	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、通常必要となる経費が計上されておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
	③	入札時に提出された見積根拠資料の「工種等の個々の金額」と、これに対応する「積算内訳書に対する明細書」（低入札調査資料 様式 2）の「工種等の個々の金額」が合致していない場合
	④	労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合

取扱要領による失格項目	内 容	
	⑤	下請予定業者及び資材購入予定業者等が提出した見積書（低価格入札者が自ら実施する工事、業務等を除いたあらゆる工事、業務等の見積書を指す。（以下「下請見積書等」という。））の明細が、これに対応する「積算内訳書に対する明細書（低入札調査資料 様式2）」の明細に正しく反映（同額以上を計上していること）されていない場合
	⑥	下請予定業者等からの聞き取り調査等により、下請見積書等の記載価格がいわゆる「指し値」である等不当に低額に設定されたことが確認できた場合
	⑦	下請見積書等の記載金額について、過去の取引実績のある金額など当該金額の合理性かつ現実性が確認できず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
(4) 建設副産物の処理が適正でない場合	①	建設副産物等の搬出地について、建設副産物等の適切な処分がなされないおそれがある場合
	②	建設副産物、建設発生土及び資材に関する運搬計画が適正でない場合
(5) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	①	適用を受ける関係法令に違反のおそれがある場合
	②	適用を受ける契約上の基本事項（入札説明書の規定等）に違反がある場合
	③	本工事に専任すべき主任（監理）技術者及び補助技術者（入札説明書の規定に基づき、本工事に専任すべき技術者をいう。）が他工事の専任技術者となっている場合など施工体制（品質管理体制、安全管理体制等）が適切でなく、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
	④	下請見積書を提出した者が、工事等に必要な許可等を受けていない場合（当該許可等は、下請予定業者等への見積依頼日以前のものに限る。）